

10月から保育所、幼稚園等の 第3子以降の副食費を補助します

幼児教育・保育の無償化にともない、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設を利用する第3子以降の子どもの給食のおかず等にあたる副食費を、市の事業として10月から補助します。

また、新制度に移行していない幼稚園及び認可外保育施設を利用する子を持つ世帯で、市民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯については、第1子から補助します。

★保育課 ☎ 25- 1 1 2 8

子育て支援課 ☎ 25- 1 1 4 3



◆副食費補助一覧表◆

	保育所、認定こども園、移行済の幼稚園	新制度に未移行の幼稚園、認可外保育施設
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降 ※第3子とは、保護者が養育し、市内に住む3番目以降の子ども。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降又は市民税所得割合算額7万7,101円未満の世帯 ※第3子とは、保護者が養育し、市内に住む3番目以降の子ども。
補助内容	給食費として実費負担している費用のうち、副食費分。 ※副食費とは、給食の主食（米、麺、パン等）以外の材料費で、おやつを含む。 ※令和元年10月分以降の副食費が対象。	
申請	年度内に1回、保育課（市役所2階）へ申請してください。	3月31日(火)までに必要書類を添えて子育て支援課（市役所2階）へ申請してください。 ※申請は月毎又はまとめて申請できます。
用意	<ul style="list-style-type: none"> ・保育課で配布する申請書 ・認め印（朱肉を使うもの） ・その他状況により必要な書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課で配布する申請書、請求書 ・月毎の実費負担額（副食費が分かるもの）に係る領収書 ・認め印（朱肉を使うもの） ・保護者の振込先口座番号が分かるもの（通帳の写し等） ・その他状況により必要な書類
窓口	保育課（市役所2階） ☎25-1128	子育て支援課（市役所2階） ☎25-1143

※市内の施設での例

移行済の幼稚園：本庄すみれ幼稚園

未移行の幼稚園：本庄旭幼稚園、本庄西幼稚園、本庄東幼稚園、本庄青葉幼稚園、若泉幼稚園

認可外保育施設：こだま保育室(本庄児玉病院)、ヤクルト本庄保育ルーム、ヤクルト児玉保育ルーム

